平成２５年（フ）第１９９２号
大阪市住之江区北加賀屋２－７－16　山栄マンション40Ｄ号、住民票上の住所大阪府箕面市船場西３丁目11番５－309号
破産者　小畑　源弘
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１３号
北九州市八幡西区上上津役３丁目６番３－103号
破産者　舛添　太祐
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０７号
盛岡市乙部31地割55番地１　市営法領田アパート４号館202号
破産者　寺尾　英光
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６０号
熊本県玉名市横島町横島6953番地
破産者　中田　立身
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２９号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　503、開始決定時の住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂384番地の１
破産者　宮本　　隆
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３14－101、前住所奈良県北葛城郡王寺町久度５丁目３番48－505号
破産者　洪　　清平
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
徳島市津田本町４丁目２番27　第２浜田コーポ101号、旧住所徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地195
破産者　松浦　淳二
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
茨城県神栖市平泉2137番地63　グレース平泉Ａ棟、申立時の住所茨城県神栖市大野原２丁目28番12号　スターマンション306号
破産者　高橋　秀樹
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５７号
さいたま市中央区上落合３丁目10番２－1005号、申立時の住所長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町71番地　エトワール71－101号
破産者　等々力憲一
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第５７７号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地６棟103号
破産者　肥田　　豊
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９８号
名古屋市昭和区川名町４丁目26番地　ミラ川名203号
破産者　マルフーズこと　小澤　真司
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２号
兵庫県明石市魚住町西岡244番地の３
破産者　亙　　英男
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
兵庫県神戸市西区今寺33番地の８　モンテメール学園前103号、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町高丘７丁目２番地の１
破産者　市成　善明
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
北海道室蘭市中央町４丁目７番１号　くじら寮408号
破産者　広部　圭一
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
盛岡市西青山１丁目12番15号
破産者　舘澤　栄子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７５号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字鬼石原１番地371　ロイヤルヴァンベール宮城蔵王405号
破産者　大宮　　均
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部